

福岡医発第512号(総)

平成17年 6月 3日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



第15回中医協医療経済実態調査に対する協力について

標記調査について、日本医師会より別紙のとおり協力依頼があり、本会としても第6回全理事会(H17.6.2)で協議の結果、本調査に協することに決定いたしました。

本調査は、別添調査要綱により、一般診療所、病院、歯科診療所、保健薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的に実施されるものであります。

なお、調査依頼は各客体に直送されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

無作為に抽出された該当医療機関に対しましては、既に上記調査が参っていることと存じます。ご協力をお願いいたします。



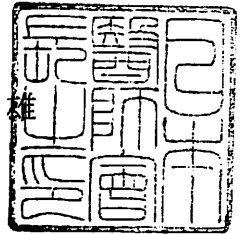
日医発第 147 号 (保 30)

平成 17 年 5 月 24 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松 治



第 15 回中医協医療経済実態調査協力についてのお願い (依頼)

中医協医療経済実態調査は、昭和 42 年 9 月の建議に基づき、第 1 回 (昭和 42 年 11 月診療分) の調査を実施して以来、平成 15 年までに 14 回実施されて参りました。

今般、中医協において慎重に検討を重ねてきた結果、第 15 回の標記調査を本年 6 月に実施する事が決まり、本年 4 月 25 日付けで中央社会保険医療協議会の星野会長より本職宛協力依頼がありました。

本調査は、別添調査要綱により、一般診療所、病院、歯科診療所、保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する事を目的に実施されるものであります。医療経済実態調査は病院 1/5 (特定機能病院等については 1/1)、一般診療所 1/25、歯科診療所 1/50、保険薬局 1/25 を層化無作為抽出した医療機関の客体における平成 17 年 6 月の 1 月間の実態について調査します。

本会としては、これらの調査に協力することといたしましたので、客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

なお、調査客体名簿の取扱いにつきましては、十分ご注意下さいますようお願い申し上げます。



(添付資料)

1. 第 15 回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱

2. 病院

- (1) 調査依頼書
- (2) 医療経済実態調査（病院調査票）
- (3) 病院調査票 記入要領 1（介護保険事業を実施していない病院用）
- (4) 病院調査票 記入要領 2（介護保険事業を実施している病院用）
- (5) （計算用）介護保険事業を実施している病院における給与費の医療と介護の区分について
- (6) 病院調査票記入例（介護保険事業を実施していない病院用）
- (7) 病院調査票記入例（介護保険事業を実施している病院用）
- (8) 第 15 回医療経済実態調査（医療機関等調査）に関するホームページの開設等について（お知らせ）

3. 一般診療所

- (1) 調査依頼書
- (2) 医療経済実態調査（一般診療所調査票）
- (3) 一般診療所調査票 記入要領 1（介護保険事業を実施していない診療所用）
- (4) 一般診療所調査票 記入要領 2（介護保険事業を実施している診療所用）
- (5) 一般診療所調査票 補助票（減価償却資産調 記入票）
- (6) （計算用）一般診療所調査票 記入補助票
（調査票「収支」の「給与費」、「その他の医業費用」）
- (7) （計算用）介護保険事業を実施している一般診療所における給与費の医療と介護の区分について
- (8) 一般診療所調査票記入例（介護保険事業を実施していない一般診療所用）
- (9) 一般診療所調査票記入例（介護保険事業を実施している一般診療所用）
- (10) 第 15 回医療経済実態調査（医療機関等調査）に関するホームページの開設等について（お知らせ）

4. 医療経済実態調査 病院・一般診療所 調査客体名簿（都道府県別）【取扱注意】

第 15 回医療経済実態調査（医療機関等調査）要綱

1. 調査の目的

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、収支の状況、資産及び負債、従事者の人員及び給与、設備投資の状況等の調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の処方せん平均取扱い枚数が300枚以上の保険薬局を対象とする。

ただし、開設者が医育機関（特定機能病院及び歯科大学病院は除く）であるもの、特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核療養所、原爆病院、自衛隊病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される一般診療所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象から除外する。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査客体とする。

(1) 病 院

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない病院に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって行う。

地 域	都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
北 陸	富山、石川、福井
近 畿	滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

カ 第5の層化は、全国を国家公務員の調整手当における地域区分を5地域に分類し、この区分によって行う。（区分については別紙参照）

キ 第6の層化は、一般病院（特定機能病院及び歯科大学病院）、それ以外の一般病院及び精神病院（許可病床のすべてが精神病床であるもの）別に開設者（国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人）ごとに分類し、この区分によって行う。

ク 抽出率は、一般病院（特定機能病院及び歯科大学病院）については1/1、その他については1/5とする。

(2) 一般診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、有床、無床の別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。

エ 第3の層化は、有床については介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。

オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類（第4、第5層化）によって行う。

キ 抽出率は1/25とする。

(3) 歯科診療所

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類（第4、第5層化）によって行う。

エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この区分によって行う。

オ 抽出率は1／50とする。

(4) 保険薬局

ア 層化無作為抽出法による。

イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類（第4、第5層化）によって行う。

ウ 第3の層化は、開設者（個人、法人）の別に分類し、この区分によって行う。

エ 抽出率は1／25とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成17年6月の1月間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 調査の方法

(1) 調査は、往復郵送方式により行う。

(2) 調査票の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

(別紙) 国家公務員の調整手当に係る級地区分

都道府県名	甲 地			乙 地		その他
	(12/100)	(10/100)	(6/100)			
北海道				(札幌市)		左記以外の地域
青森県						
岩手県				仙台市		
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県				つくば市		
茨城県						
栃木県						
群馬県			さいたま市	川越市 川口市 所沢市 狭山市 草加市 越谷市 戸田市	朝霞市 志木市 和光市	
埼玉県						
千葉県			千葉市	市川市 松戸市 習志野市 (柏市)	八千代市 浦安市 四街道市 船橋市	
東京都	東京23区	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市	国分寺市 国立市 西東京市 狛江市 多摩市 稲城市 町田市	昭島市 小平市 日野市 東村山市 清瀬市 武蔵村山市 青梅市	あきるの市 福生市	
神奈川県		横浜市 川崎市 横須賀市 鎌倉市	(三浦郡葉山町)	平塚市 藤沢市 (小田原市) 相模原市 三浦市	厚木市 大和市 海老名市 茅ヶ崎市	
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県						
長野県						
岐阜県						
静岡県				(静岡市)		
愛知県		名古屋市		(岡崎市)		
三重県				大津市		
滋賀県		京都市		(宇治市)	向日市	
京都府		大阪市 豊中市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 箕面市 (堺市) (東大阪市)	高石市 寝屋川市 (池田市) (八尾市) (泉大津市) (貝塚市) (泉佐野市) (富田林市) (和泉市) (岸和田市)	羽曳野市 門真市 (柏原市)		
大阪府		神戸市 尼崎市 西宮市	芦屋市 宝塚市	伊丹市	(姫路市)	
兵庫県						
奈良県				奈良市 (生駒市) (和歌山市)	大和郡山市	
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県				(岡山市)		
広島県				広島市		
山口県						
徳島県						
香川県						
愛媛県						
高知県						
福岡県			福岡市	(北九州市)		
佐賀県				(長崎市)		
長崎県						
熊本県						
大分県						
宮崎県						
鹿児島県						
沖縄県						

(注) ()は暫定指定地域である。

謹啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

社会保険医療の運営につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当中央社会保険医療協議会は、厚生労働大臣の諮問機関として設置され、診療報酬に関する事項等について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議・答申等を行っております。

今般、当協議会におきまして、「第15回医療経済実態調査（医療機関等調査）」を本年6月に実施することを決定しました。本調査は、病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として実施するものです。

つきましては、この調査の対象として貴施設が選ばれましたので、諸事ご多用の折誠に恐縮に存じますが、本調査のもつ意義を十分ご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご回答をいただいた場合には、後日薄謝並びにまとめ次第調査結果をお送りいたします。

なお、本調査は統計報告調整法に基づき承認統計として承認されており、調査報告の秘密は保持され、調査報告の統計目的以外の使用は認められず、調査の結果は公表されることを申し添えます。

また、この調査の内容等に関する疑義等につきましては、当協議会の医療経済実態調査事務局にご連絡いただきたいと存じます。

敬具

平成17年5月

中央社会保険医療協議会

会 長 星 野 進 保

開 設 者

殿

管 理 者